

魚津市告示第20号

魚津市入札・契約事務に関する不当な働きかけ対応要綱を次のように定める。

平成31年3月15日

魚津市長 村椿 晃

魚津市入札・契約事務に関する不当な働きかけ対応要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市が行う入札・契約事務に関する不当な働きかけがあった場合における対応について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 入札・契約事務 次に掲げる事務をいう。

ア 建設工事の発注

イ 建設工事関連業務委託の発注

ウ 物品の購入、借入、製造、修繕又は売払い

エ 公有財産の購入、借入、建造、修繕又は売払い

オ 魚津市に対する役務の提供の発注

(2) 不当な働きかけ 職員に対して行われる行為であって入札・契約事務の公正を害するおそれがあるもので、おおむね次に掲げるものをいう。

ア 入札・契約事務全般

(ア) 入札・契約事務に関する情報であって公表されない情報の開示の要求

(イ) 入札・契約事務に関する情報であって現時点では公表されない情報(入札参加者数等入札参加者に関する情報、積算基準等予定価格等に関する情報)の公表前における開示の要求

(ウ) 特定の者に不公正な便宜又は利益の供与をすることを目的として行われる、契約締結後の設計書等の変更の要求

イ 競争入札の執行

(ア) 特定の者を競争入札へ参加させること又はさせないことの要

求

(イ) 特定の者を競争入札へ参加させること又はさせないことを目的として行われる、入札・契約事務における仕様の決定又は仕様、発注方法の変更の要求

(ウ) 特定の者を競争入札へ参加させること又はさせないことを目的として行われる、入札参加資格要件の変更に関する要求

ウ 随意契約の締結

(ア) 特定の者を相手方として随意契約を締結させること又はさせないことの要求

(イ) 特定の者を相手方として随意契約を締結させることを目的として行われる、入札・契約事務における仕様の決定又は仕様、発注方法の変更の要求

エ その他

アからウまでに掲げるもののほか、特定の者への便宜又は利益の供与となり、又は不利益の供与となる行為であって不公正なもの。

(3) 職員 魚津市職員であって、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職の地方公務員及び法第3条第3項第1号に規定する特別職にある者をいい、市議会議員を除く。

(4) 不当な働きかけの相手方 不当な働きかけを行う者若しくは行った者（これらの者が法人その他の団体である場合は、その代表者及び使用人その他の従業者を含む。）又はこれらの者の代理人をいう。

（職員の責務）

第3条 職員は、入札・契約事務の透明性を確保するとともに、公正に入札・契約事務を執行しなければならない。

2 職員は、不当な働きかけがあったときは、これを拒否しなければならない。

（記録及び報告）

第4条 職員は、不当な働きかけ又は不当な働きかけに該当するおそれのある行為があったと認めるときは、直ちに所属長に報告するとともに、当該働きかけの内容について入札・契約事務に関する不当な働きかけ報告書（別記様式。以下「報告書」という。）により記録しなければならない。

2 前項の報告を受けた所属長は、報告書により速やかに市長及び財政課長に報告しなければならない。ただし、当該報告書の内容が不当な働きかけに該当しないと判断したときは、この限りでない。

3 職員は、第1項の記録に当たっては、次に掲げる方法を用いることで適切に不当な働きかけの相手方及び内容の的確な記録に努めるものとする。

- (1) 相手方と面談する際は、複数の職員で対応すること。
- (2) 相手方と電話で対応する際は、電話を折り返し掛け直す等により慎重に相手方を確認すること。
- (3) 録音又は録画により不当な働きかけの内容を記録すること。
(不当な働きかけに対する対応)

第5条 市長は、前条第2項の報告を受けたときは、不当な働きかけの相手方その他の関係者に対し、報告書に記録された事実の確認を行った上、その内容に応じて次に掲げる措置を講じるものとする。ただし、当該不当な働きかけが建設工事及び建設工事関連業務委託に係るものである場合は、速やかに魚津市請負工事執行適正化委員会（魚津市請負工事執行適正化委員会規程（平成9年魚津市訓令第4号）第1条により設置される魚津市請負工事執行適正化委員会をいう。）に審議をさせた上で、必要な措置を講じるものとする。

- (1) 捜査機関への通報
- (2) 公正取引委員会への通報
- (3) 入札参加資格の停止その他入札参加資格に対する措置
- (4) その他不当な働きかけの抑止に必要と認められる措置
(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

年 月 日

入札・契約事務に関する不当な働きかけ報告書

記録者（所属）

（職名）

（氏名）

対応日時		年 月 日 時 分頃
対応場所		
相手方	団体名	
	所在地等	
	役職等	
	氏名	
	電話番号	
対応職員	職名	
	氏名	
働きかけの手段		<input type="checkbox"/> 面談 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> その他（ ）
働きかけ等	対象工事（業務）	工事（業務）主管課
		入札番号
		工事名（業務名）
		公告日（指名通知日）
		工期（履行期間）
		予定価格
		入札日
		開札日
	内 容	
対応状況		
備 考		